

別冊4

三重県環境基本計画
推進計画（アクションプラン）

（案）

平成24年3月

三 重 県

第1章 基本的事項	1
1 推進計画（アクションプラン）策定の趣旨	1
2 推進計画（アクションプラン）の性格	1
3 推進計画（アクションプラン）の期間	1
4 推進計画（アクションプラン）の構成	1
第2章 施策体系と施策内容	2
1 施策体系	2
2 施策の推進	3
【基本目標I 「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策】	3
(1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）	3
(2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）	6
(3) 大気環境の保全	9
(4) 水環境の保全	11
【基本目標II 「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に向けた施策】	14
(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用	14
(2) 自然とのふれあいの確保	17
(3) 森林等の公益的機能の維持確保	19
(4) 良好的な景観の形成	22
(5) 歴史的・文化的環境の保全	24
第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり	25
【分野別取組方針】	
(1) ひとを育てる～環境学習・環境教育の推進～	25
(2) 担い手となる主体を広げる～環境活動の促進～	27
(3) 環境経営を進める	28
(4) 仕組みをより的確に運用する	29
(5) 技術・情報基盤をより充実する	30
(6) 環境で貢献する	31
第4章 計画の推進	32
1 計画の推進体制	32
2 計画の進行管理	32

第1章 基本的事項

1 推進計画（アクションプラン）策定の趣旨

三重県では、「三重県環境基本条例」の基本理念である「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」を実現するための総合的な方策として、2021年度（平成33年度）を目標年度とする新たな「三重県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）」を策定しました。

新たな基本計画では、I 「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」 II 「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」を基本目標として掲げ、この基本目標を達成するための「施策体系と施策内容」および「計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり」について記述しています。

この推進計画（アクションプラン）は、基本計画に示した施策等について、県の取組の具体的な方向を示すものです。

2 推進計画（アクションプラン）の性格

推進計画（アクションプラン）は、県が取り組む施策を着実に推進するための実施計画となるもので、次項に示す期間に実施する取組内容を明らかにするとともに、施策の指標を設けます。

また、これらの施策については、「みえ県民力ビジョン」との整合を図り、県政運営全体の中での的確なマネジメントを進めます。

3 推進計画（アクションプラン）の期間

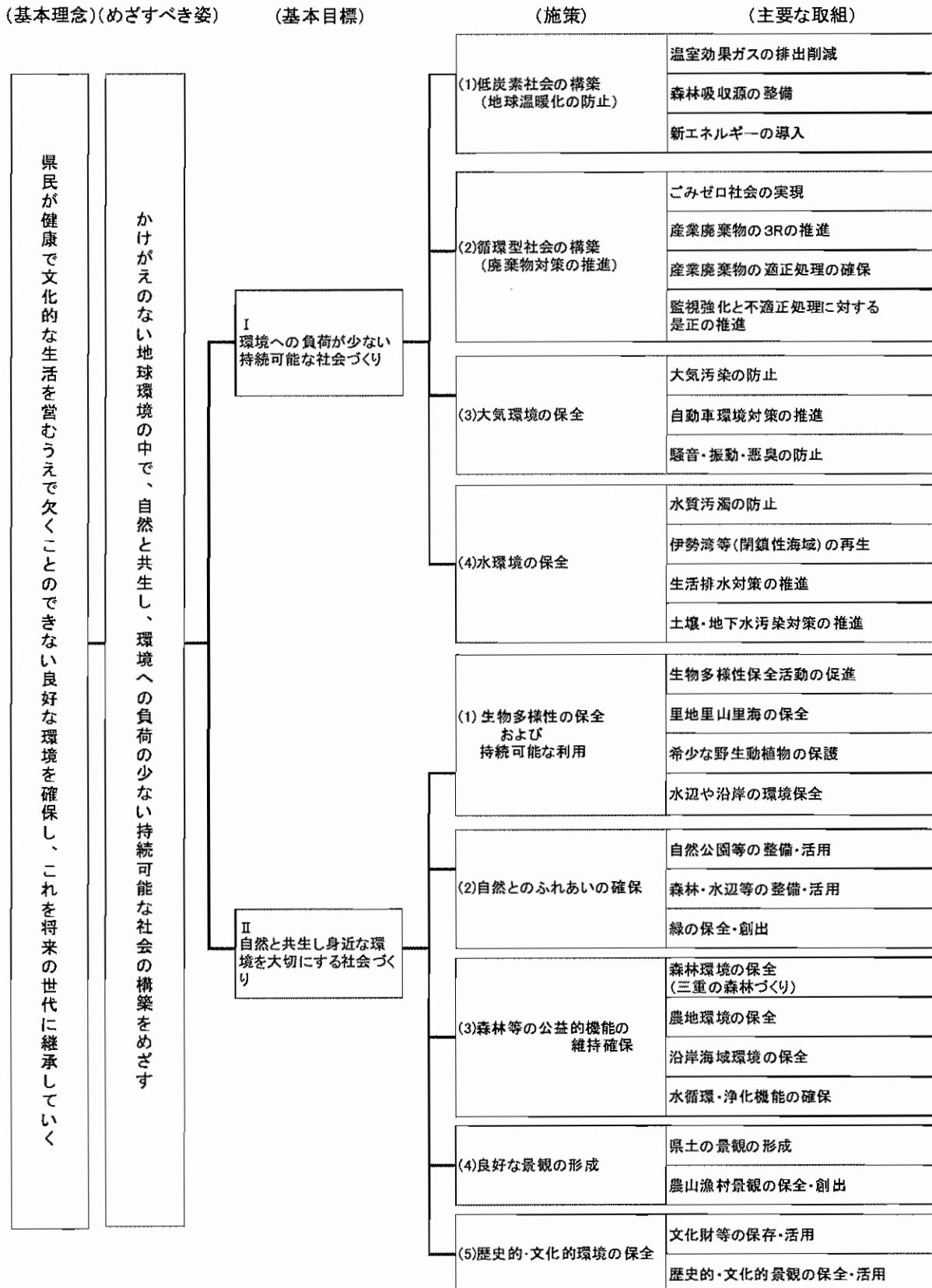
推進計画（アクションプラン）の対象とする期間は、環境行政をとりまく状況の変化が早い中で計画の実効性を確保する必要があることや、「みえ県民力ビジョン・行動計画」との整合を図る必要があることから、2015(平成27)年度までの4年間とします。

4 推進計画（アクションプラン）の構成

基本計画の施策体系により「施策」ごとの指標（数値目標）を示すとともに、「施策」および「計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり」について「主要な取組」の内容を示します。

第2章 施策体系と施策内容

1 施策体系



2 施策の推進

【基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策】

(1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）

基本計画における 施策の目標	すべての県民や事業者等が参加と協働のもと、技術革新やライフスタイルの変化等により温室効果ガスの排出量を削減するさまざまな取組を進めています。	
	また、二酸化炭素の吸収源である三重の森林整備や太陽光発電等の新エネルギーの利用が着実に進み、これらと相まって、低炭素社会の構築に向けた取組が進展しています。	

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	温室効果ガス排出量の基準年度比（森林吸収量を含む）	
		現状値	目標値
	目標値	+9.7% (2008(平成20)年度)	+1.5%以下 (2013(平成25)年度)
目標項目の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（1990(平成2)年度）比		

① 温室効果ガスの排出削減

取 組 の 指 標	目標項目	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	
		現状値	目標値
	目標値	0% (2010(平成22)年度)	+2.4%以下 (2014(平成26)年度)
目標項目の説明	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書の対象事業者の温室効果ガス排出量の2010(平成22)年度に対する増減比率		

(取組内容)

- ・ 地球温暖化対策計画書制度等の改善等により、大規模排出事業所の生産活動などでの自主的な温室効果ガス排出量の削減取組を促進します。また、中小事業所の省エネルギー対策を促進します。（環境生活部）
- ・ 家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を「見える化」し、地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発を通じて、県民一人ひとりの行動を促進します。（環境生活部）
- ・ 運輸部門からの二酸化炭素排出量の削減を促進するため、エコドライブの普及やエコカー導入を促進するとともに、一定以上の自動車を使用する事業者等に対して、自主的な取組を促進する仕組みの導入を検討します。また、安全で環境にやさしい公共交通機関の利用を促進します。（環境生活部、地域連携部）
- ・ さまざまな主体が役割を分担し、電気自動車（EV）等を活用したまちづくりを進めることにより、化石燃料から脱却した新たなライフスタイルの創造を通

じて温室効果ガス削減の取組につなげていきます。（環境生活部）

- ・省エネルギー対策など環境負荷の低減を図れる住宅が普及するよう国等と連携して長期優良住宅認定制度の周知と認定を行います。（県土整備部）
- ・環境保全資金等の融資制度を活用して、低炭素社会づくりに貢献する企業の活動を支援します。（雇用経済部）
- ・成長分野である環境・エネルギー関連産業への進出を図り、あわせて低炭素社会の構築につなげるため、県内中小企業等の研究開発や新事業展開等を促進します。（雇用経済部）
- ・省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、環境・エネルギー制約の克服による低炭素社会の構築につなげるとともに、県内事業者の競争力強化（生産性向上）を図ります。（雇用経済部）

② 森林吸収源の整備

取組 組 の 指 標	目標項目	間伐実施面積（累計）（再掲）	
		現状値	目標値
	目標値	—	36,000ha (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積	

（取組内容）

- ・国、県の事業とともに、企業のCSR活動、NPO等や県民の自主的活動等、さまざまな主体の活動による森林整備を進めます。（農林水産部）
- ・木材のCO₂固定量や森林の吸収量を認証する仕組みにより、森林の温暖化防止への貢献度を「見える化」することで、県民等の理解を深めます。（農林水産部）
- ・県行造林におけるCO₂吸収量について、オフセットクレジット制度の認証を受け、発行されたクレジットを、更なる森林整備のために活用します。（農林水産部）
- ・地域森林計画に基づき、県内の森林を公益的機能の高度発揮をめざす「環境林」と林業生産活動を通じて森林整備を行う「生産林」に区分してそれぞれ整備を進め、森林の再生を図ります。（農林水産部）
- ・環境林については、針広混交林への誘導や適切な更新等によって多様な森林づくりを進めます。また、生産林についても、森林の団地化や施業の集約化などによる林業の活性化をとおして、森林の適切な育成を図ります。（農林水産部）

③ 新エネルギーの導入

取組の指標	目標項目	新エネルギーの導入量（世帯数換算）	
		現状値	目標値
	目標値	204千世帯 (2010(平成22)年度)	307千世帯 (2014(平成26)年度)
目標項目の説明	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した場合の世帯数		

取組の指標	目標項目	木質バイオマスの供給量	
		現状値	目標値
	目標値	50千トン (2010(平成22)年度)	90千トン (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	エネルギーとして活用する木質バイオマスの供給量		

(取組内容)

- 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの普及促進などに部局横断的に取り組み、公共施設等への積極的な新エネルギー導入を推進するとともに、新エネルギーの利用が積極的に図られるよう、情報提供や普及啓発を進めます。（雇用経済部）
- 地域資源を生かした太陽光発電、風力発電等について、事業者や関係者等との企画・調整を図り、地域における新エネルギーの導入を促進します。（雇用経済部）
- 地域のさまざまな主体が参画する新エネルギー導入促進の取組を支援します。（雇用経済部）
- エネルギーとして活用する木質バイオマスの安定供給体制を構築します。（農林水産部）
- 農業用水を活用した小水力発電等の導入が促進されるよう、普及啓発やモデル調査等の取組を進めます。（農林水産部）

(2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

基本計画における 施策の目標	私たちの生活や事業活動において、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用がさまざまな主体の連携と役割分担のもとで自主的に展開されるとともに、一般廃棄物が地域の資源として循環利用される仕組みが形成されるなど、循環型社会の構築に向けた取組がより充実しています。
	また、「もったいない」等の考え方を価値とする文化が再生され、それぞれの地域に根ざした活動が活発化しています。産業廃棄物についても、再生利用等と適正処理がなされるとともに、過去の不適正処理事案が解消され、さまざまな主体との連携のもと不適正処理の未然防止が図られています。

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	廃棄物の最終処分量	
		現状値	目標値
	目標値	367千トン (2010(平成22)年度)	306千トン以下 (2014(平成26)年度)
目標項目の説明		最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量	

① ごみゼロ社会の実現

取 組 の 指 標	目標項目	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	
		現状値	目標値
	目標値	964g/人・日 (2010(平成22)年度)	913g/人・日以下 (2014(平成26)年度)
目標項目の説明		一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値	

（取組内容）

- ・ ごみの発生・排出抑制に向け、拡大生産者責任のもと、環境に配慮した事業活動やごみ処理の有料化等家庭系・事業系ごみ等の減量、再使用に向けた取組を促進します。（環境生活部廃棄物対策局）
- ・ 市町、NPO、事業者などとの協働により、生ごみの減量化、資源化などの取組を進めます。また、容器包装ごみの再資源化や廃棄物系バイオマスの再資源化に向けた取組を促進します。（環境生活部廃棄物対策局）
- ・ 家庭や学校での食事や日常の買い物等、身近な生活場面を活用して「もったいない」という気持ちや、ものを大切にする考え方を中心とした普及啓発活動に取り組むことにより、環境に配慮した生活様式や事業活動の定着をめざします。（環境生活部廃棄物対策局）
- ・ ごみ減量化に向けた県民参画と協働を推進するため、環境学習・環境教育の実施やごみ減量を推進する団体等への活動支援等、ごみ減量化に向けた取組を推進します。（環境生活部廃棄物対策局）

- ・適正かつ効率的なごみ処理システム構築に向けて、市町ごみ処理カルテの導入など市町が行う3R推進等への支援を行うとともに、一般廃棄物処理施設の整備、維持管理等に対して技術的支援を行います。また、 RDF焼却・発電事業については安全・安定運転を行うとともに、当該事業終了以降の一般廃棄物の広域処理については、一般廃棄物の処理が市町の事務であるということをふまえ、必要な技術的支援や調整を行っていきます。（環境生活部廃棄物対策局、企業庁）
- ・災害時の廃棄物処理について、市町や廃棄物関係団体等とより一層の協力関係の強化を図り、災害に対して適応力のある協力体制を構築します。（環境生活部廃棄物対策局）
- ・ごみに関する情報を充実し、ホームページをはじめとした各種メディア等を活用することにより、情報発信力を強化していきます。（環境生活部廃棄物対策局）

② 産業廃棄物の3Rの推進

取組の指標	目標項目	産業廃棄物の再生利用率	
		現状値	目標値
目標値		38.8%	42.2%
		(2010(平成22)年度)	(2014(平成26)年度)
目標項目の説明	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量（排出事業者および処理業者で再生利用された量）の割合		

（取組内容）

- ・排出事業者による産業廃棄物の発生抑制等を推進するため、多量排出事業者等における適正管理計画の策定と実践を求めていくとともに、発生抑制等に向けた支援や普及啓発を進めます。（環境生活部廃棄物対策局、雇用経済部）
- ・産業廃棄物の再生利用を推進するため、排出事業者や処理業者における各々の取組を進めるとともに、バイオマスの利活用策の取組や「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル認定製品の普及と適正運用を進めます。（環境生活部廃棄物対策局）

③ 産業廃棄物の適正処理の確保

取組の指標	目標項目	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	
		現状値	目標値
目標値		0 %	33%
		(2010(平成22)年度)	(2014(平成26)年度)
目標項目の説明	多量排出事業者のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者の割合		

（取組内容）

- ・排出事業者による適正処理の一層の推進に向けて、電子マニフェストのさらな

る普及や適正な処理施設の確保を図るとともに、P C B 特別措置法に定める期限内のP C B 廃棄物の適正処理を進めます。（環境生活部廃棄物対策局）

- ・優良な廃棄物処理業者を育成し、排出事業者による活用促進を図ることにより、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。（環境生活部廃棄物対策局）
- ・北勢地域を中心とした県内企業の産業廃棄物の適正な処理を進めるため、災害廃棄物の受入機能も有する公共関与による産業廃棄物の管理型処分場を整備します。（環境生活部廃棄物対策局）

④ 監視強化と不適正処理に対する是正の推進

取組の指標	目標項目	産業廃棄物の不法投棄総量	
	目標値	現状値	目標値
		462トン (2010(平成22)年度)	370トン以下 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	新たに発見された産業廃棄物の不法投棄の総量		

取組の指標	目標項目	不適正処理事案における支障除去の着手件数	
	目標値	現状値	目標値
		1件 (2011(平成23)年度)	4件 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	過去の不適正処理4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数		

(取組内容)

- ・間隙のない監視活動を行うため、通常の監視に加え、民間監視パトロールの委託や監視カメラによる不適正処理の監視等に取り組み、法令遵守の徹底、排出事業者や処理業者の処理責任の徹底を図ります。また違法行為者に対しては、法に基づき厳正に対処します。（環境生活部廃棄物対策局）
- ・市町および県警察と連携して不法投棄等の対応にあたるほか、事業者等と情報提供に関する協定を締結するなど、さまざまな主体と連携した幅広い監視により、不法投棄の早期発見、未然防止に取り組みます。（環境生活部廃棄物対策局）
- ・不適正処理事案については、原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には生活環境保全上の支障等の程度や状況に応じ、行政代執行による是正を進め、地域住民の安全・安心の確保を図ります。（環境生活部廃棄物対策局）

(3) 大気環境の保全

基本計画における 施策の目標	工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理され、県内の自動車は環境への負荷が少ない車両となり、交通流対策等とあわせて、大気に関する環境基準が達成・維持され、県民が、より良い大気環境のもと健康な生活を営んでいます。 また、悪臭や騒音・振動においても、各種の法規制の運用により、健全で暮らしやすい快適な環境が整っています。
-------------------	---

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目 目標値	大気環境に係る環境基準の達成率	
		現状値	目標値
		96.4% (2010(平成22)年度)	100% (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		大気環境測定地点において二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の全てが環境基準を達成している地点の割合	

① 大気汚染の防止

取 組 の 指 標	目標項目 目標値	工場・事業場の排出ガス排出基準適合率	
		現状値	目標値
		100% (2010(平成22)年度)	100% (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙が「大気汚染防止法」等の排出基準に適合している測定項目の割合	

(取組内容)

- 工場や事業場に対する立入検査内容の充実により、事業者にコンプライアンスの徹底を図るとともに、「大気汚染防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく規制や指導を行います。（環境生活部）
- 光化学スモッグによる被害の未然防止のため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、工場等における排出ガス対策を実施します。（環境生活部）
- 微小粒子状物質などの新たに環境基準が設定された物質について、県民の安心・安全が確保されるよう常時監視体制の整備を進めます。また、微小粒子状物質の内容成分を分析し、実態の把握に努めます。（環境生活部）

② 自動車環境対策の推進

取組 組 の 指 標	目標項目	NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	
		現状値	目標値
	目標値	93.3% (2010(平成22)年度)	100% (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	NOx・PM法対策地域内の大気環境測定地点における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した地点の割合		

(取組内容)

- 自動車NOx・PM法に基づき、新しい「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、排出量の削減に向けて、対策地域内の車種規制、環境への負荷が少ない自動車の普及促進等の取組を引き続き実施するとともに、流入車対策についても検討していきます。（環境生活部）
- エコドライブの普及啓発や公共交通機関の利用促進等、自動車の効率的な利用に向けた取組を進めます。（環境生活部、地域連携部）
- 交通管制システムの充実や高度化等による交通の円滑化対策等を進めます。（警察本部）
- バイパスの整備、道路の拡幅、交差点改良等により、渋滞解消に向け総合的な対策を推進し、交通の円滑化と安全の確保を図ります。（県土整備部）

③ 騒音・振動・悪臭の防止

(取組内容)

- 騒音、振動対策については、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、県と市町の役割分担のもと、工場、事業場や建設作業に対する規制、指導を行います。また、日常生活に伴う近隣騒音については住民、事業者への啓発活動を進めます。（環境生活部）
- 住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用の誘導、必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めます。（県土整備部）
- 悪臭対策については、町の区域について、悪臭を防止する必要がある規制地域の見直しや、複合臭に対応できる臭気指数規制の導入を、町の理解を得ながら進めます。（環境生活部）

(4) 水環境の保全

基本計画における 施策の目標	工場や事業場からの水質汚濁物質の排出が適正に管理されるとともに、生活排水処理施設の整備が進むことにより、河川、海域における環境基準が達成・維持され、きれいと感じができるよう水質が維持されています。 また、さまざまな主体が連携・協働して、伊勢湾再生のために持続可能な取組が展開され、人と地域、人と自然の絆が維持、再生されています。
-------------------	---

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	河川・海域水域における環境基準の達成率	
		現状値	目標値
目標値	92.9%	95.7%	(2010(平成22)年度)
	(2015(平成27)年度)		
目標項目の説明		河川（BOD）および海域（COD）における環境基準を達成した水域の割合	

① 水質汚濁の防止

取 組 の 指 標	目標項目	工場・事業場の排水基準適合率	
		現状値	目標値
目標値	98.2%	100%	(2010(平成22)年度)
	(2015(平成27)年度)		
目標項目の説明		工場・事業場への立入検査において、公共用水域へ排出される排出水が「水質汚濁防止法」等の排水基準に適合している割合	

（取組内容）

- ・ 公共用水域および地下水の常時監視を行うとともに、工場・事業場の計画的な監視指導により排水基準等の法令遵守を徹底し、水環境の保全に取り組みます。 （環境生活部）
- ・ 工場や事業場に対する立入検査を一層強化し、事業者のコンプライアンスの確立を図るとともに、「水質汚濁防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく規制や指導を行います。 （環境生活部）
- ・ 有害化学物質等による環境汚染の状況を把握するため、水質の常時監視を行います。 （環境生活部）
- ・ 公共用水域における環境基準の類型指定や見直しを順次行います。 （環境生活部）

② 伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生

取組の指標	目標項目	水環境の保全活動に参加した県民の数	
	目標値	現状値	目標値
		18,776人 (2010(平成22)年度)	26,500人 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数		

(取組内容)

- ・ 水質総量規制に基づく工場・事業場の排水規制を行うほか、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めることにより、陸域からの汚濁負荷を削減し、閉鎖性海域の水質改善を図ります。（環境生活部、農林水産部、国土整備部）
- ・ 伊勢湾の再生に向けて、国および三県一市等で構成する伊勢湾再生推進会議において策定した伊勢湾再生行動計画を着実に推進します。（戦略企画部、環境生活部）
- ・ 伊勢湾における底質調査結果等をもとに、大学等研究機関と連携し、伊勢湾における貧酸素水塊の発生メカニズムの解明等につなげていきます。（環境生活部）
- ・ 伊勢湾流域圏での広域的な統一行動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を引き続き実施するなど、伊勢湾再生に関わるさまざまな主体との連携による環境保全活動が展開され、自立・持続した地域づくりにもつながるよう、普及・啓発に取り組みます。（環境生活部）
- ・ 海岸漂着物の回収・処理、発生抑制等の総合的な対策を推進するため、さまざまな主体が参画する協議会の意見を聞いて県計画を策定し、着実に実施していきます。なお、より効果的な取組とするため、岐阜県、愛知県、名古屋市などの広域的な連携を進めるとともに、国にも積極的な関与について、はたらきかけていきます。（環境生活部）
- ・ 干潟・浅場・藻場の造成・再生を進めることにより、生態系の保全、回復を進めることで、海域の自然浄化作用を高めます。（農林水産部）

③ 生活排水対策の推進

取組の指標	目標項目	生活排水処理施設の整備率	
	目標値	現状値	目標値
		78.0% (2010(平成22)年度)	82.8% (2014(平成26)年度)
目標項目の説明	浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合		

(取組内容)

- ・ 生活排水対策推進本部のもと、「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行い、効率的・効果的な施設整備により、公共用水域への汚濁負荷の削減

を進めます。（環境生活部）

- ・下水道や集落排水、浄化槽等生活排水処理施設の整備を進め、陸域からの汚濁負荷の削減を進めます。（環境生活部、農林水産部、県土整備部）
- ・公共用海域の保全のため、浄化槽等の適正な維持管理に係る指導・啓発を行うとともに、既設の単独処理浄化槽等の合併処理浄化槽への転換を促進します。（環境生活部）

④ 土壤・地下水汚染対策の推進

取組の指標	目標項目	土壤・地下水汚染対策の実施率	
		現状値	目標値
目標値		100% (2010(平成22)年度)	100% (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	土壤・地下水汚染発見の届出があった事案で必要な措置がとられた事案の割合		

（取組内容）

- ・「土壤汚染対策法」に基づいて、一定規模以上の土地の形質変更時の届出に関し、必要に応じて調査を命じ、土壤汚染が指定基準を超えた場合には必要な措置を知事が指示することなどにより、汚染の拡散防止等に努め、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ります。（環境生活部）
- ・「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、有害化学物質を使用する事業場に対する定期的な土壤等の調査や、一定規模以上の土地の形質を変更時の履歴調査を求めていきます。（環境生活部）
- ・自然由来の汚染状況を把握するため、土壤中の重金属等の情報集積に努め、適正な土壤汚染対策をサポートします。（環境生活部）
- ・農地等について、施肥の適正化と農薬の適正使用に係る普及啓発等を進めます。（農林水産部）
- ・地盤沈下を防止するため、地下水位の観測や地下水の用水規制を行います。また、温泉の適正な保護および利用を確保します。（環境生活部）

【基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に向けた施策】

(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用

基本計画における 施策の目標	あらゆる主体が生物多様性に配慮し、その事業活動や日常生活の中で環境への負荷ができるかぎり減らしていくとともに、さらに積極的に良好な自然環境の回復に努めています。これにより生物多様性の保全とその持続的な利用が可能な状態になり、自然との共生が保たれている社会になっています。
-------------------	---

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	生物多様性の保全活動実施箇所	
		現状値	目標値
		34か所 (2011(平成23)年度)	74か所 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計	

① 生物多様性保全活動の促進

取 組 の 指 標	目標項目	自然観察会・調査会等の実施回数（累計）	
		現状値	目標値
		—	12回 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		レッドデータブックの改定に伴い県が行う自然観察会等の開催回数	

取 組 の 指 標	目標項目	ニホンジカの推定生息頭数	
		現状値	目標値
		51,800頭 (2010(平成22)年度)	10,000頭 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		県内に生息するニホンジカの推定生息頭数	

(取組内容)

- ・ 自然の風景地や天然林、動植物の生息地等を次世代に継承するため、自然公園区域や三重県自然環境保全地域の制度を活用し、適正な保全を進めます。（農林水産部）
- ・ 希少生物の現況や野生動植物の状況について、専門家と県民、NPO等の連携による調査や観察会を実施するとともに、その結果について広く情報発信していきます。また、事業者やNPO等の生物多様性保全活動等の状況についても、県ホームページなどで広く情報発信し、保全活動を促進します。（農林水産部）
- ・ 生物多様性の保全を総合的、戦略的に進めるため「みえ生物多様性推進プラン」

に基づき、地域固有の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいきます。（農林水産部）

- ・県民やNPO等が生物の多様性についての情報収集や各種相談等ができる窓口を整備します。（農林水産部）
- ・野生鳥獣の生息環境の保全のため、鳥獣保護区の設定や狩猟の適正化を進め、農林水産物に被害を与える鳥獣については、地域の関係者との連携のもと、適正な個体数の調整と被害対策を図ります。（農林水産部）
- ・外来種の取扱いについて、普及啓発を図り、生態系に悪影響を与える移入種の野生化を未然防止します。（農林水産部）
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」および「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物の飼養者に対して適正な管理を指導し、県民への危害発生防止を図るとともに、県民に対し終生飼養や遺棄の防止等、動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発を行います。（健康福祉部）
- ・豊かな水産物の供給や海や川の環境保全、憩いの場の提供など里海や河川が果たす多面的な機能が十分發揮できるよう、地域の保全活動を促進します。（農林水産部）

② 里地里山里海の保全

取組の指標	目標項目 目標値	里地里山の保全活動の実施箇所	
		現状値	目標値
		30か所 (2011(平成23)年度)	34か所 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		里地里山保全活動計画認定・認証団体の保全活動実施箇所数	

取組の指標	目標項目 目標値	藻場・干潟等の保全活動対象面積	
		現状値	目標値
		268ha (2011(平成23)年度)	290ha (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		漁業者等さまざまな主体が実施する藻場・干潟等の保全活動の対象面積	

(取組内容)

- ・里地里山保全活動計画認定制度等の普及促進を図り、さまざまな主体の自主・協働による自然環境保全活動を促進します。（農林水産部）
- ・自然環境保全活動団体のネットワーク化を進めるとともに、情報提供や技術的支援を行ないます。また、里地里山の保全について普及啓発を図り、県民の自然環境保全活動への参加を促進します。（農林水産部）
- ・干潟・磯の観察会や海岸清掃活動、小学校における総合学習などをとおして、森・川・里・海が一体となっていることに対する県民の皆さんとの理解を深め、里海の創生・保全を促進します。（農林水産部）
- ・藻場・干潟等を保全するため、漁業者や県民の皆さんなどさまざまな主体の参

画を得て行う保全活動組織の活動を支援します。（農林水産部）

③ 希少な野生動植物の保護

取組 の 指 標	目標項目	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動の実施箇所	
		現状値	目標値
	目標値	4か所 (2011(平成23)年度))	40か所 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動の実施箇所数	

(取組内容)

- ・ 繼続的なモニタリングに基づき、「三重県レッドデータブック2005」を更新することにより、掲載されている種の危機の程度を把握し、適切な対応につなげます。（農林水産部）
- ・ 特に保護の必要がある野生動植物については、天然記念物または県指定希少野生動植物種として指定し、種の保護と生息環境の保全を進めます。（農林水産部、教育委員会）
- ・ 天然記念物に指定された動植物については、生息・生育状況の把握に努め、その保護を進めます。（教育委員会）

④ 水辺や沿岸の環境保全

取組 の 指 標	目標項目	沿岸の浅海域再生面積（累計）（再掲）	
		現状値	目標値
	目標値	63ha (2011(平成23)年度)	74ha (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		伊勢湾および熊野灘沿岸における藻場・干潟等の造成・再生面積および英虞湾における底質改善面積	

(取組内容)

- ・ 多様な水辺環境を保全するため、防災機能との調和を図りながら河川の特性に応じた多自然川づくりを進めます。（県土整備部）
- ・ 湖沼・湿地・海岸等は、周辺の生態系や自然環境に配慮した施設整備を行います。特に多様な野生動植物の生息・生育の場所として重要な地域では事前に調査を実施し、地域特性に配慮します。（農林水産部、県土整備部）
- ・ 沿岸域における藻場・干潟の保全・再生を行い、海浜生物や海生生物の生息地等の保全を進めます。（農林水産部）
- ・ ため池の改修や、ほ場等の整備に際して、事前の生態系調査を実施するとともに、必要に応じて環境に配慮した工法を取り入れるなど、自然環境や生態系に配慮した農業生産基盤の整備を進めます。（農林水産部）

(2) 自然とのふれあいの確保

基本計画における 施策の目標	自然とのふれあいによって県民が、自然を身近に知り学ぶこ とができ、自然の仕組みや大切さを理解しています。 ふれあいの場の整備等に際しては、その自然特性が損なわれ ないよう、動植物の生息・生育環境や自然景観の保全への配慮 がなされ、またその活動自体も、動植物の生息・生育に適正な 配慮のもと、自然環境への負荷が少なく、持続的に利用ができる 状態になっています。
-------------------	---

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	自然とのふれあいの場の満足度	
		現状値	目標値
	目標値	80.1% (2010(平成22)年度)	85.0% (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度	

① 自然公園等の整備・活用

取 組 の 指 標	目標項目	自然とのふれあいの場の満足度（再掲）	
		現状値	目標値
	目標値	80.1% (2010(平成22)年度))	85.0% (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度	

(取組内容)

- ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園における豊かな自然とのふれあいを図るために公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備、安全確保のための維持管理を行います。（農林水産部）
- ・ 自然公園区域の良好な自然を維持するため、自然公園指導員等と協力してパトロールを実施するなど、自然公園の保護管理および利用の適正化を進めます。（農林水産部）
- ・ 三重県民の森、上野森林公園等は、都市近郊における身近な自然とのふれあいの場として活用・整備を進めます。施設の管理運営にあたっては来園者のニーズに配慮していきます。（農林水産部）

② 森林・水辺等の整備・活用

取組の指標	目標項目	森林文化・森林環境教育の活動回数	
		現状値	目標値
		目標値	
		1,489回 (2010(平成22)年度)	2,000回 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		県のデータベースに登録された指導者の1年間の延べ活動回数	

(取組内容)

- 森林に対する多様なニーズに応えるため、森林の案内や野外活動の指導者の養成等、森林とのふれあいを図るための体制整備を進めます。（農林水産部）
- 湖沼やため池、河川や海岸、漁港等の水辺空間については、周辺の自然環境と一体となった、生態系に配慮した親水空間としてできる限り保全していきます。（農林水産部、県土整備部）
- 自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむ、エコツーリズムの取組を促進します。（農林水産部、雇用経済部観光・国際局）
- 都市と農山漁村との人・もの・情報の交流を促進することにより、グリーン・ツーリズムの取組拡大や農山漁村の地域資源を生かした新たな経済活動の創出等を図ります。（農林水産部）
- 豊かな里地里山や森づくり、地域の自然保護活動、希少生物の保全や外来種への対応等、自然環境と生物多様性の保全のための取組を推進・支援する機能を併せ持つ新県立博物館[2014年(平成26年)開館予定]について、自然とのふれあいの拠点施設としても幅広く活用します。（環境生活部）

③ 緑の保全・創出

取組の指標	目標項目	森林づくり参加者数（再掲）	
		現状値	目標値
		目標値	
		24,241人 (2010(平成22)年度)	30,000人 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		森林づくりに関する活動や催しへの、県民の皆さん、NPO、企業などさまざまな主体の年間参加者数	

(取組内容)

- 地域の緑化推進に向けてさまざまな主体が自主的に活動するよう促します。（農林水産部）
- 市街地における比較的まとまった樹林地や寺社林等の良好な緑は、風致地区や特別緑地保全地区等の活用も検討し、適正に保全します。また市町における「緑の基本計画」の策定を促します。（県土整備部）
- 都市公園については、地域の豊かな自然や観光資源を生かしつつ、多面的な視点での整備等に努めます。（県土整備部）
- 工場の新增設に伴う緑地の適切な確保について助言を行います。（雇用経済部）

(3) 森林等の公益的機能の維持確保

基本計画における 施策の目標	<p>森林の役割や木を使うことの意義が社会全体で認識され、県民、事業者、森林所有者等および国、県、市町が、それぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林の保全を進め、このことにより、水源かん養や土砂流出防止、CO₂吸収源としての作用など森林の持つ公益的な機能を発揮しています。</p> <p>また、農地や中山間地、漁場等においても、それらの維持・保全活動等が行われ水源かん養、洪水調節、親水・景観保全等の機能が維持されています。</p>
-------------------	--

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	間伐実施面積（累計）	
		現状値	目標値
	目標値	—	36,000ha (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積	

① 森林環境の保全（三重の森林づくり）

取 組 の 指 標	目標項目	森林づくり参加者数	
		現状値	目標値
	目標値	24,241人 (2010(平成22)年度)	30,000人 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		森林づくりに関する活動や催しへの、県民の皆さん、NPO、企業などさまざまな主体の年間参加者数	

（取組内容）

- ・ 地域森林計画に基づき、県内の森林を公益的機能の高度発揮をめざす「環境林」と林業生産活動を通じて森林整備を行う「生産林」に区分してそれぞれ整備を進め、森林の再生を図ります。（農林水産部）
- ・ 環境林については、針広混交林への誘導や適切な更新等によって多様な森林づくりを進めます。また、生産林についても、森林の団地化や施業の集約化などによる林業の活性化をとおして、森林の適切な育成を図ります。（農林水産部）
- ・ 社会全体で森林づくりを推進するため「企業の森」等、さまざまな主体による森林づくりを促進します。（農林水産部）
- ・ 高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を実施するとともに、林地開発制度の適正な運用を行います。（農林水産部）

② 農地環境の保全

取組の指標	目標項目	農村の資源保全活動対象集落数	
		現状値	目標値
	目標値	424集落 (2011(平成23)年度)	500集落 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	農業および農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設の保全活動が展開される集落数		

(取組内容)

- 農村における生態系の保全活動や景観向上活動の質的向上を進めるため、国や市町等と連携して、農地・水・環境保全向上対策の取組組織に対する支援を行います。（農林水産部）
- 農薬や化学肥料等の節減と適正使用、環境への負荷の少ない環境保全型農業を促進します。（農林水産部）
- 中山間地域等の耕作放棄地を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、中山間地域直接支払制度により農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。（農林水産部）
- ため池の改修や、ほ場等の整備に際して、事前の生態系調査を実施するとともに、必要に応じて環境に配慮した工法を取り入れるなど、自然環境や生態系に配慮した農業生産基盤の整備を進めます。（農林水産部）

③ 沿岸海域環境の保全

取組の指標	目標項目	沿岸の浅海域再生面積（累計）	
		現状値	目標値
	目標値	63ha (2011(平成23)年度)	74ha (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	伊勢湾および熊野灘沿岸における藻場・干潟等の造成・再生面積および英虞湾における底質改善面積		

(取組内容)

- 藻場・浅場・干潟の造成、再生を進め、水産資源の生息環境の改善、生態系の保全を進めるとともに、より効果的、効率的に干潟・藻場を再生させる技術を開発することで、豊かな生態系と高い生産力のある沿岸域への再生や保全を図ります。（農林水産部）
- 伊勢湾や熊野灘沿岸に残された良好な砂浜・礫浜海岸を保全し、侵食により減少しつつある砂浜の侵食対策と復元を図ります。（県土整備部）

④ 水循環・浄化機能の確保

取組の指標	目標項目	間伐実施面積（累計）（再掲）	
	目標値	現状値	目標値
		—	36,000ha (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積		

取組の指標	目標項目	生活排水処理施設の整備率（再掲）	
	目標値	現状値	目標値
		78.0% (2010(平成22)年度)	82.8% (2014(平成26)年度)
目標項目の説明	浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合		

取組の指標	目標項目	農村の資源保全活動対象集落数（再掲）	
	目標値	現状値	目標値
		424集落 (2011(平成23)年度)	500集落 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	農業および農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設の保全活動が展開される集落数		

(取組内容)

- 健全な水循環を確保するため、上流域では森林の適正な維持管理、中下流域では生活排水対策等の推進、農地の適正な管理等の諸施策を総合的に実施するとともに、住民や企業による植栽活動等さまざまな主体の参加と協働のもとで、水循環・浄化機能の確保に向けて幅広い取組を進めます。（環境生活部、農林水産部）

(4) 良好的な景観の形成

基本計画における 施策の目標	私たち県民共通の貴重な資産として、将来にわたって景観保全に取り組み、美しい県土にふさわしい景観をできる限り損なく次世代に引き継ぐことによって、地域に活力を生み出し、訪れる人の心を癒し、三重の地に暮らすことが誇りとなる「こころのふるさと三重」が実現しています。
-------------------	---

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）	
		現状値	目標値
	目標値	29件 (2010(平成22)年度)	34件 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数	

① 県土の景観の形成

取 組 の 指 標	目標項目	電線共同溝の完成延長（累計）	
		現状値	目標値
	目標値	2.2km (2010(平成22)年度)	4.6km (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		電線類の地中化を図るため設置する電線共同溝の延長	

(取組内容)

- ・ 県民の皆さんや市町による主体的な景観づくりを進めるため、景観づくりに関する情報提供や知識普及、専門家の派遣、検討の場への参画等を行います。（県土整備部）
- ・ 「景観法」に基づく制度や手法を活用するとともに、「都市計画法」、「建築基準法」、「自然公園法」、「文化財保護法」その他関係法令に基づく景観に関する規制誘導方策等を進めます。（農林水産部、県土整備部、教育委員会）
- ・ 「三重県景観計画」に基づく届出制度の運用等を通じた良好な景観づくりを推進するとともに、市町等の景観づくりを支援していきます。また、広域的な景観づくりを進めるため、県内の景観行政団体等と連携して取り組んでいきます。（県土整備部）
- ・ 公共事業や公共施設の整備については、良好な景観づくりを先導していくため、公共事業等の整備に関する景観形成ガイドラインに基づき、整備を進めます。（県土整備部）
- ・ 都市景観の向上を図るため、電線共同溝による電線類の地中化に取り組みます。（県土整備部）
- ・ 「三重県屋外広告物条例」に基づく禁止地域の指定等により、周辺の景観との調和のとれた良好な景観を保全します。また、屋外広告物沿道景観地区の指定により、良好な沿道景観の形成を進めます。（県土整備部）

- ・自然や歴史・文化的資源の豊かな地域において、地域住民と行政の協働により、地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりを進めるため、道路や海岸などの県有施設の修景整備を進めます。（県土整備部）

② 農山漁村景観の保全・創出

取組の指標	目標項目	農村の資源保全活動対象集落数（再掲）	
		現状値	目標値
目標値		424集落 (2011(平成23)年度)	500集落 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	農業および農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設の保全活動が展開される集落数		

（取組内容）

- ・農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、農地・水・環境保全向上対策等、さまざまな主体の参画による景観保全活動等を支援することで、地域を支える担い手を育成します。（農林水産部）
- ・耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、市町や農業委員会、農業関係者が組織する耕作放棄地再生に取り組む協議会等と連携して耕作放棄地の再生・利用のための取組等への支援を行うとともに、中山間地域直接支払制度により農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。（農林水産部）
- ・里地里山保全活動の促進や森林の適切な整備により、農山漁村の周辺に多く見られる森林の景観保全を図ります。（農林水産部）

(5) 歴史的・文化的環境の保全

基本計画における 施策の目標	豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源の保護・活用により地域が活性化し、各地域でそれぞれ個性ある多様な文化が育まれ、その文化を反映した地域の景観が保全されることにより人びとが癒され幸福が実感できる地域社会が実現しています。
-------------------	---

推進計画（アクションプラン）における施策の指標

施 策 の 指 標	目標項目	文化財情報アクセス件数	
		現状値	目標値
目標値	14,208件/月 (2010(平成22)年度)	17,000件/月 2015(平成27)年度)	
目標項目の説明	県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス数		

① 文化財等の保存・活用

(取組内容)

- ・ 県民の皆さんのが歴史的資産等の魅力を知り、地域の誇りとして大切に守り伝えていくため、市町や所有者等と連携して文化財等の適切な保存・継承を図るとともに、地域での活用を支援し文化財を活かしたまちづくりにつなげます。（教育委員会）
- ・ 埋蔵文化財包蔵地や史跡・名勝・天然記念物等の指定地域等については、関係市町等と連携してその保護に努めます。（教育委員会）
- ・ 国史跡斎宮跡の発掘調査を進め、積極的に発掘調査結果を公開するなど、県民や児童・生徒が実際に優れた文化財に接する機会を増やし、国史跡斎宮跡の保存・活用への理解を促します。（環境生活部）
- ・ 新県立博物館を整備[2014年(平成26年)開館予定]し、市町等との役割分担のもとで、県内の自然と歴史・文化の資産を積極的に保全するとともに、その活用を図ります。また、三重の自然と歴史・文化を楽しみながら学習し、体験できる機会を提供します。（環境生活部）

② 歴史的・文化的景観の保全・活用

(取組内容)

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存され、次世代へ継承されるよう、奈良県、和歌山県および関係市町村等と連携し、保全に努めます。また、県民の皆さんに文化的景観としての価値を伝え、保全の機運を高めるため、セミナー等を開催します。（教育委員会）
- ・ 伝統的建造物群（亀山市関宿）や、まち並みの一部を形成する国・県指定文化財等の保存と活用を関係市町等と連携して支援します。（教育委員会）

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

【分野別取組方針】

(1) ひとを育てる～環境学習・環境教育の推進～

基本計画における 到達目標	子どもから大人に至るまで、環境学習に必要な機会や情報が提供され、いつでもどこでも環境教育に参加できるようになることで、環境に関心を持つようになり、人と環境の関わりについて正しい理解や認識を持ち、日常の生活行動も含めて自ら主体的に環境保全活動が行えるようになっています。
------------------	--

推進計画（アクションプラン）における取組の指標

取組の指標	目標項目	環境教育参加者数	
		現状値	目標値
	目標値	28,557人 (2010(平成22)年度)	29,000人 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	環境教育を推進するために環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数		

（取組内容）

① 学校教育における環境学習・環境教育

- ・ 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や学校の実態・特性を十分に生かした横断的、総合的な環境教育を実施します。（教育委員会）
- ・ 教職員が良き見本となり、子どもたちと一緒に取り組む環境に配慮した学校運営を行います。（教育委員会）
- ・ 太陽光発電の整備、校内の緑化、施設の木質化等、環境に配慮した学校施設等の整備を進め、環境保全について日常的に考えさせることにより、子どもたちの環境への意識を高めていきます。（教育委員会）
- ・ さまざまな主体が行う環境保全・創造活動等への子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の充実を図ると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していきます。（教育委員会）
- ・ 四日市公害を経験した本県の経緯を子どもたちに適切に伝えるなど独自性を生かした環境教育を行います。（教育委員会）
- ・ 子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう教員等を対象とした環境教育研修を充実します。（教育委員会）

② 地域や社会における環境学習・環境教育

- ・ 市町や学校、事業者、NPO、大学等のさまざまな主体の自主的な活動を支援するなど、各主体が連携した環境教育による人づくりを推進します。（環境生活部）
- ・ 市町、民間団体等の関係機関との連携のもと、子どもたちに気づきの機会を提供し、子どもたちが自ら考えた取組が家庭や地域へ広がっていくような体験型、参加型の企画を実施します。（環境生活部）
- ・ 森林や木に対する県民の理解と関心を高め、森林や木の文化を次世代に継承

するため森林環境教育を進めます。（農林水産部）

③ 環境学習・環境教育の拠点施設の活用

「三重県環境学習情報センター」

- ・ 県民に開かれた環境学習および情報発信の拠点である三重県環境学習情報センターの運営において、指定管理者制度を継続し、自主企画等を充実します。（環境生活部）
- ・ 環境情報の収集、活用を進め、社会教育施設や学校教育施設等とも相互連携を進めながら環境教育の充実を図ります。（環境生活部）
- ・ 県民が環境について考え、環境保全行動に参加するきっかけ等を提供するため、現地に出向き各種環境講座を開きます。（環境生活部）
- ・ 広く環境に関する知識を身につけ、理解し、参加体験型の環境学習を実践できる指導者を養成します。また、養成された指導者が地域において活躍できるよう支援を実施します。（環境生活部）
- ・ 自然観察等の体験学習を充実するとともに、こどもエコクラブや県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた取組を促進します。（環境生活部）

「三重県民の森・上野森林公園」

- ・ 自然公園等の利用者の自然に対する理解を深めるため、利用者に自然とのふれあいの場を提供するとともに、森林、緑化及び自然環境に関する学習機会の充実を図ります。（農林水産部）

「新県立博物館」[2014年(平成26年)開館予定]

- ・ 子どもから大人まで幅広い年代の人が、三重の自然と歴史、文化について、主体的に楽しみながら学び、交流する場として、環境面からもその役割が發揮されるよう、取り組んでいきます。（環境生活部）
- ・ 地域の自然と歴史・文化を保全する地域の人材育成支援を行います。（環境生活部）
- ・ 環境に配慮した建築デザインや設備の採用等により、環境への負荷が少ない施設とし、環境保全の大切さを発信するとともに、環境学習の場としていきます。（環境生活部）

(2) 担い手となる主体を広げる～環境活動の促進～

基本計画における 到達目標	<p>企業やN P O、地域の自治会等あらゆる主体が、さまざまな環境保全活動を展開しています。</p> <p>また、新たに活動を始めようとする主体に、団体間の交流を通じて、活動手法や活動の継続に必要な情報等が提供され、環境保全活動を始める主体が広がっています。</p> <p>さらに、このような多様な環境保全の取組が、多くの参加者を得ることにより、それぞれの地域で人と人、人と地域の絆が再生され、地域づくりにつながっています。</p>
------------------	---

推進計画（アクションプラン）における取組の指標

取組の指標	目標項目	指導者養成講座受講者数	
	目標値	現状値	目標値
		1,039人 (2010(平成22)年度)	1,500人 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	地域で環境保全活動が実践できる人材を養成するために三重県環境学習情報センターが実施する講座への参加者数		

① 指導者の育成

- ・ 環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動ができる人材を育成します。（環境生活部）

② 環境保全活動の支援

- ・ 県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修等の実施や、里地里山の保全活動を行うN P O等の取組を支援します。（農林水産部）
- ・ 道路・河川・海岸等の環境美化については、さまざまな主体による取組を促進します。このため、道路、河川、海岸の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。（県土整備部）
- ・ さまざまな主体が参画する農村の環境保全活動の促進に向けて、地域住民や子どもたち、学校、N P O等さまざまな主体とともに取り組む農業用施設や豊かな自然、美しい景観など地域資源の保全活動を支援します（農林水産部）

③ 各主体の連携による環境保全活動の促進

- ・ 「みえ環境活動賞」により環境保全活動に積極的に取り組む方々を表彰とともに、その活動がさらに広がり、新たな実践者が生まれるよう普及・啓発に努めます。（環境生活部）

(3) 環境経営を進める

基本計画における 到達目標	<p>企業における環境経営の導入が一層進むことで、環境負荷低減と生産性向上を両立させている企業が増え、企業競争力を強化しています。</p> <p>また、社会全体が低炭素社会への対応を進めることで、環境・エネルギー関連分野における市場が創出され、拡大し、県内の産業の創造と持続的な発展につながっています。</p> <p>行政においても、環境マネジメントシステムの考え方が普及し、オフィス活動においてはもちろんのこと、さまざまな行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減と環境創造への取組が進んでいます。</p>
------------------	--

推進計画（アクションプラン）における取組の指標

取組 の 指 標	目標項目	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）認証事業所数（累計）	
	目標値	現状値	目標値
		217件 (2010(平成22)年度)	420件 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明		三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）認証事業所数	

① 環境経営の促進

- 中小企業等における環境マネジメントシステムの導入促進を図るため、商工会議所等の経済団体と連携した三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の普及を進めます。（環境生活部）
- P R T R 制度に基づく事業者自らによる化学物質の環境中への排出状況の把握と届出を通じて、事業者の自主的な化学物質排出量の削減を促進します。（環境生活部）
- 中小企業者へ公害防止施設の設置、地球温暖化防止対策施設の整備、環境対策車の導入、リサイクル関連施設の整備等、ISO14000 シリーズの認証取得等に対する融資を行います。（雇用経済部）
- 県が行う事業活動は、ISO14001 の環境マネジメントシステムに基づき実施します。グリーン購入を進めるとともに、公共施設の使用、管理や公共事業等における環境配慮を徹底するなど、県自らが率先して環境保全活動に取り組みます。（総務部、環境生活部および各部局等）
- 環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有を進め、環境マネジメントシステム（EMS）取組の向上を図ります。（環境生活部）
- 農業経営における環境保全の取組を含んだ生産工程管理の導入促進を図るため、国の「農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン」をふまえて、農業生産工程管理（G A P）の普及啓発、導入支援等を行います。（農林水産部）

② 環境・エネルギー関連分野への取組促進

- 成長分野である環境・エネルギー関連産業への進出を図り、あわせて低炭素社会の構築につなげるため、県内中小企業等の研究開発や新事業展開等を促進します。（雇用経済部）
- 省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、環境・エネルギー制約の克服による低炭素社会の構築につなげるとともに、県内事業者の競争力強化（生産性向上）を図ります。（雇用経済部）

（4）仕組みをより的確に運用する

基本計画における 到達目標	法律や条例に基づく環境影響評価だけでなく、公害事前審査制度の活用等を通じて、事業者による環境配慮が進んでいます。また、自主的に環境影響評価を行う事業者も増えています。さらに、一部の大規模な開発案件では計画段階から早期に環境配慮を図る手続きが始まっています。このほか、一定の施設を設置する際には、事業者が市町と環境保全協定を結ぶことで、周辺住民の安全・安心への配慮がなされています。
------------------	--

① 環境活動が評価される仕組みの運用

- 環境保全に寄与した人々の活動を幅広く周知し、評価するとともにこうした取組への参画を促します。（環境生活部）

② 環境影響評価等の実施

- 「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業実施に際して適切な環境配慮が行われるよう指導します。（環境生活部）
- 公共性の高い開発事業については、基本構想段階からアセスメントの導入を図っていくという、国の戦略アセスメントのガイドラインをふまえ、「環境影響評価制度」の充実を図ります。（環境生活部）

③ 公害事前審査制度の活用

- 工場や事業場の新增設に伴う環境への悪影響を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、「環境影響評価条例」に該当しない工場や事業場において、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。（環境生活部）

④ 環境保全協定の締結促進

- 市町長等が、その市町の実態に即した行政指導ができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促します。（環境生活部）

⑤ 公害紛争への対応

- 公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度を活用し、その迅速かつ適正な解決を図ります。（環境生活部）

(5) 技術・情報基盤をより充実する

基本計画における 到達目標	<p>環境保全の研究開発が進展し、環境汚染の防止・発生抑制・修復技術等がさらに開発されて、環境保全が技術面からもサポートされるとともに、新たな環境分野においても企業の技術開発が進展しています。</p> <p>県民は誰もが、環境に関するさまざまな情報にアクセスすることができ、毎日の大気の状況を把握したり、光化学スモッグ予報発令状況や放射線モニタリングの結果等を常にチェックできるようになっています。</p>
------------------	---

推進計画（アクションプラン）における取組の指標

取組の指標	目標項目	環境の保全に関する調査研究成果件数 (保健環境研究所、林業研究所、農業研究所、畜産研究所、水産研究所、工業研究所)	
		現状値	目標値
目標値		15件 (2010(平成22)年度)	16件 (2015(平成27)年度)
目標項目の説明	環境の保全に関する調査研究成果を公表したテーマ数		

① 研究開発の推進と促進

- ・廃棄物対策の推進、大気・水・土壤環境の保全および生物の多様性・森林環境の保全等地域の環境保全に関する調査研究を充実するとともに、国や民間の研究機関、大学等との共同研究や情報交換等を進め、環境保全に係る調査研究の一層の向上を図ります。（環境生活部、農林水産部）
- ・廃棄物による環境汚染地の環境修復、環境大気中の微小粒子状物質、土壤汚染原因の推定等の研究のほか、環境保全に関する県民ニーズをふまえた調査研究を行います。（環境生活部）
- ・伊勢湾など閉鎖性海域において、陸域からの負荷流入量および負荷消費量等、物質循環の現状を調査し、貧酸素水塊の発生メカニズムの解明に向けた取組をすすめます。（環境生活部）
- ・農業について、有害物質による土壤汚染や生産活動に由来する環境負荷物質の低減、農薬削減に有用な病害虫防除技術等の開発に取り組むとともに、生ごみ等有機性廃棄物のリサイクル技術の開発と農業利用に関する調査研究に取り組みます。（農林水産部）
- ・環境保全と海域の生産力の維持や増大の両立を図るため、干潟・藻場の役割を客観的に分かりやすく提示できる評価システム構築、水域と陸域の栄養塩循環のバランスを保つための総合的な海域の管理手法の提示、地域住民の活動と結びついた啓発活動を進めます。（農林水産部）
- ・「三重県産業廃棄物税」を活用して企業のリサイクル技術の開発等、廃棄物の発生抑制につながる研究活動を支援します。（雇用経済部）

② 環境情報の迅速な提供

- ・大規模事業所（発生源）の排ガスに関しては、環境総合監視システムで監視し、

地域の総量等を情報発信していきます。また、監視測定地点、みえの樹木百選等のさまざまな分野の情報を提供します。（環境生活部、農林水産部）

③ 監視・観測等の体制の整備

- ・ 安全で安心な環境が確保されているか監視するため、環境の常時監視を実施するとともに、大気、水、土壤中の有害化学物質に対する調査を行い、大気環境・水環境における環境基準の達成状況を確認します。（環境生活部）
- ・ 生活環境の光化学オキシダントや窒素酸化物の濃度、放射線モニタリングの結果等の情報を、県民に迅速に提供します。（健康福祉部、環境生活部）

（6）環境で貢献する

基本計画における 到達目標	過去に培われた公害防止や環境保全の技術が、国内外に移転されることで、三重県の環境保全に対する取組成果が、他の地域にも及んでいきます。 こうした活動により「地球規模で考え、足元から行動する」環境の取組が三重県で進み、国境や地域を越えた、人と人、人と地域の絆が生まれ、育まれていきます。
------------------	--

① 國際的な環境協力・貢献の推進

- ・ 産業公害防止技術の研修を継続するとともに、環境分野における交流のあり方について見直し、新たな環境協力に取り組みます。（環境生活部）

② 関係機関との協力

- ・ 公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)との連携を維持しながら、国、他の地方自治体、大学、企業等と協力し、国際環境協力を進めるとともに、環境・エネルギー関連産業の振興を図ります。（雇用経済部）

③ 研究機関との連携

- ・ 保健環境研究所において、環境汚染物質に関する調査や測定技術等の研究等を進め、公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)と連携を図りながら、その成果の技術移転を進めます。（環境生活部）

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 県における推進体制

この計画における取組を効果的、着実に推進していくため、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行います。

(2) さまざまな主体との連携

「協創」によるより良い環境の実現に向けて、三重県では、県民や環境保全団体、NPO、事業者や企業の皆さんに、積極的に環境に関する情報の提供を行い、意識の共有化を図ります。

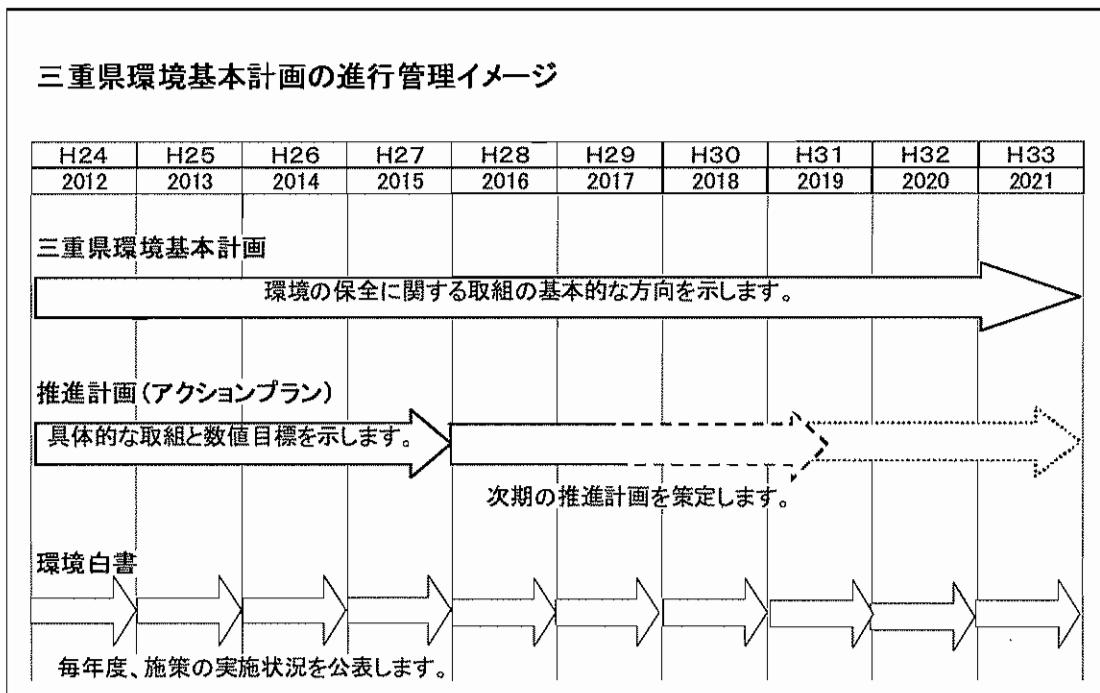
また、市町との情報交換等を通じて、県と市町あるいは市町相互の連携を強化するとともに、この計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進を図ります。

さらに、広域的な問題に対しては、国や他の地方自治体との緊密な連携を図るとともに、地球環境問題のような国を越えた環境問題については、世界の国や地域、自治体との連携を進めます。

2 計画の進行管理

計画の目標達成に向けて、第2章の施策、第3章の分野別取組方針に掲げた取組について、その進捗状況を評価し、その成果や課題、改善方向について、環境白書としてとりまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお示しします。

環境白書は、三重県議会、三重県環境審議会へ報告するほか、県内の図書館等への配布やインターネットを活用して環境白書の内容を県民の皆さんに周知し、広く意見を募っていくことにより、県民の皆さんとの「協創」による計画の推進を図ります。



計画の推進イメージ

